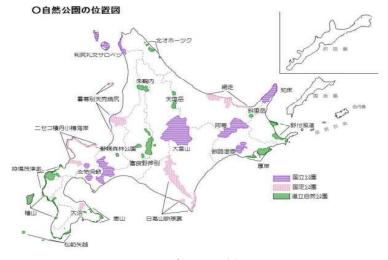
#### 1. 自然公園での手続き概要

#### 〇自然公園とは

自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)に基づく国立公園及び国定公園と北海道立自然公園条例(昭和33年4月1日北海道条例第36号)に基づく道立自然公園をいいます。

北海道には、6つの国立公園、5つの国定公園、12の道立自然公園が指定されています。

公園区分	管理者	公	園 の 名 称 (【】書きは所在市町村)							
国立公園	環境省	阿 寒【釧路市、	、大空町、美幌町、津別町、清里町、小清水町、足寄町、標							
		津町、	弟子屈町、白糠町、中標津町】							
		大雪山【富良野	市、上川町、東川町、美瑛町、新得町、上富良野町、南富良							
		野町、	士幌町、上士幌町、鹿追町】							
		<b>支笏洞爺</b> 【札幌市、苫小牧市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市、ニセコ町、								
		真狩村、喜茂別町、京極町、倶知安町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町】								
		知 床 【斜里								
		利尻礼文サロベ	ツ【稚内市、豊富町、幌延町、利尻町、利尻富士町、礼文町】							
			路市、釧路町、標茶町、鶴居村】							
国定公園	北海道		市、北見市、大空町、斜里町、小清水町、佐呂間町、湧別町】							
			町、鹿部町、森町】							
		ニセコ積丹小樽	海岸 【小樽市、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、岩							
			内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町】							
		日高山脈襟裳【帯広市、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様								
		似町、えりも町、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町】								
			【石狩市、新十津川町、雨竜町、北竜町、増毛町、羽幌町】							
	北海道		【釧路町、厚岸町、浜中町】							
公 園			【夕張市、芦別市、三笠市、富良野市、南富良野町】							
			【八雲町、江差町、上ノ国町、乙部町、奥尻町、せたな町】							
			【函館市、七飯町、鹿部町】 							
			【根室市、別海町、標津町】							
			【松前町、福島町、知内町】							
		•	【猿払村、浜頓別町、枝幸町】							
			【札幌市、江別市、北広島市】							
			【せたな町、島牧村、寿都町】							
			【士別市、幌加内町、羽幌町、遠別町】							
			【士別市、下川町、滝上町、西興部村】							
		斜 里 岳	【斜里町、清里町、標津町】							



※国定公園及び道立自然公園の おおまかな区域は、北海道の ホームページ(下記アドレス) からご覧いただけます。

詳細の区域図(5万分の1) は、公園所在の各振興局環境 生活課(野幌森林公園は北海 道博物館総務部)で、ご確認 ください。

( http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/kouenmap.htm )

#### 〇行為規制の概要

自然公園では、公園内の自然と景観を保護するために特別保護地区や特別地域、普通地域の区 域が指定され、その区域内で行われる自然に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されており、 様々な行為が許可制(または届出制)になっています。

#### 【許可・届出が必要な行為】

【町の一角田が必要なり物】	特別保護地区	特別地域	普通地域
左头 担地 ○ 西 □		, , .	
行為規制の項目	(許可)	(許可)	(届出)
	【道立自然公園にはありません】		
1. 建築物や工作物の新築、改築、増築	0	0	0
○建築物:土地に定着する工作物のうち、			※ 基準を超える場合のみ
屋根及び柱又は壁を有するもの			届出
○工作物:土地に定着する工作物のうち、			
建築物以外のもの			
2. 木竹の伐採(ササ刈りを含む)	0	0	_
3. 鉱物や土石の採取	$\circ$	$\circ$	0
4. 河川、湖沼の水位・水量の増減	0	0	0
5. 広告物の設置、掲出、表示(モニュメ	0	0	0
ント、石碑、銅像等を含む)			
6.屋外における土石、廃棄物、再生資源、	0	0	_
再生部品の集積、貯蔵			
7. 水面の埋め立て、干拓	0	0	0
8. 土地の開墾、土地の形状変更	0	0	0
9. 植物の採取、損傷、落葉・落枝の採取	0	0	_
		★指定植物の採取、損傷に	
		限る (17ページ参照)	
10. 動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷	0	△ ※ 指定植物に限る。	_
		(現在、道内では指定なし。)	
11. 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その	0	0	_
他これらに類するものの色彩の変更			
12. 車馬(自動車、オートバイ、スノーモビ	0	0	_
ル、自転車、馬車、馬)・動力船の使用、	★道路、広場等以外の区域に限る。	★指定区域に限る。	
航空機の着陸		(道路、広場等を除く。)	

- ○海域公園地区の行為規制の項目 (※現在、ニセコ積丹小樽海岸国定公園のみ指定。)
  - 1. 建築物や工作物の新築、改築、増築
  - 2. 鉱物や土石の採取(地質・温泉ボーリングを含む)
  - 3. 広告物の設置、掲出、表示(モニュメント、石碑、銅像等を含む)
  - 4. 海面の埋め立て、干拓
- 5. 海底の形状変更 6. 物の係留
- 7. 指定動植物の捕獲、殺傷又は採取、損傷(17ペー湯照)
- 8. 汚水又は廃水の排出
- ※普通地域内の工作物の届出基準(次の基準を超える場合は、届出が必要)
  - ○海域以外の区域 1. 建築物 高さ13m又は延べ面積1,000㎡ 2. 鉄塔 高さ30m
    - 3. 別荘地道路 幅員 2 m 4. 送水管、索道鉄道 長さ70m
    - 5. 船舶係留施設 長さ50m
- 6. ダム 高さ20m
- 7. 遊戯施設 高さ13m又は水平投影面積1,000m<sup>2</sup>
- ○海域の区域 1. 船舶の係留施設又は港湾漁港の外郭施設 長さ50m
  - 2. 1以外の工作物 海面上の高さ5m又は水平投影面積100㎡ など
- ※農林漁業のための行為や宅地内での行為など、通常の管理行為や軽易な行為として自然 公園法施行規則や北海道立自然公園条例施行規則で定められている行為については、許可 または届出が不要です。(19ページ参照)

#### 〇公園事業の概要

自然公園では、各公園毎に定められている利用施設計画に基づく事業区域内でホテル、旅館や休憩所、スキー場など不特定多数の観光客が公園を利用するための施設を建設する場合は、公園事業としての執行認可制になっています。

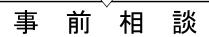
## 【事業認可と行為許可(届出)の違い】

区分	<u> </u>	行為許可(届出)
根拠	○自然公園法第10条第3項、第16条第3	○自然公園法第20条第3項、第21条第3
法令	項	項、第22条第3項、第33条第1項
	○道立自然公園条例第7条の2第3項	○道立自然公園条例第10条第4項、第21
		条第1項
行為	○国定公園:自然公園法施行令第1条に	1. 住宅や事務所、倉庫、車庫、店舗、保
事業	規定する施設で、公園計画に位置付	養所、別荘(分譲ホテルを含む)など
内容	けられている施設。	建築物の新築、改築、増築。
	ホテル、旅館、休憩所(レストハ	2. 電柱、無線施設、自動販売機、銅像、
	ウス)、展望施設、運動場、スキ	花壇など工作物の新築、改築、増築。
	一場、乗馬施設、水族館、遊覧船	3. 広告物の掲出、設置、表示。
	など不特定多数の公園利用者の用	4. 建物や工作物の色彩の変更。
	に供するもの (会員制を除く。)	5. 土地の形状変更。
	○道立自然公園:道立自然公園条例施行	6. 木竹の伐採等。
	規則第2条に規定する施設で、公園	7. 鉱物や土石の採取
	計画に位置付けられている施設。	8. 高山植物等の採取、損傷。
	ホテル、旅館、休憩所(レストハ	9. 乗入れ規制地区での自動車、オートバ
	ウス)、展望施設、運動場、スキ	イ、スノーモビル、自転車、馬、動力
	一場、乗馬施設、水族館など不特	船等の使用、航空機の着陸。
	定多数の公園利用者の用に供する	※普通地域内の工作物については、工作
	もの(会員制を除く。)	物の種類毎に基準を超えるものが対象
許可	〇国定公園	○国定公園
認可	北海道国定公園事業取扱要領第2の	自然公園法施行規則第11条の許可
の基	5 の審査基準 (20ページ参照) 及び各	基準(11~18ページ参照)及び各国定
準	国定公園管理指針の公園事業取扱方針	公園管理指針の許可、届出等取扱方針
	(24~28ページ参照)を適用する。	(21~23ページ参照)を適用する。
	○道立自然公園	○道立自然公園
	道立自然公園事業取扱要領第2の2	道立自然公園条例施行規則第18条
	の認可基準(20ページ参照)及び各道	許可基準(11~18ページ参照)及び各
	立自然公園管理指針の公園事業取扱方	道立自然公園管理指針の許可、届出等
	針(34~36ページ参照)を適用する。	■ 取扱方針(29~33ページ参照)を適用 ■ ■ する。
許可	○国定公園	9 3。 〇国定公園 (19ページ参照)
申請	自然公園法施行規則第3条の規定で	自然公園法施行規則第12条、第13条、
又は	定める軽微な変更については、認可を	第13条の3、第15条の規定で定める行
届出	要しませんが、届出が必要です。	為については、許可等を要しません。
が不	○ <b>道立自然公園</b>	○道立自然公園 (19ページआ)
要な	道立自然公園条例施行規則第5条の	道立自然公園条例施行規則第20条、
行為	規定で定める軽微な変更については、	第35条の規定で定める行為については
1,4,7,5	認可を要しませんが、届出が必要です。	、許可等を要しません。
	施設の規模や意匠、色彩のほか、施設の	建物の位置や形状・色彩、土地の形状変
備考	経営方法や、運営するために必要な資産、	更、立木の伐採などの行為による風致景
	経理的基礎及び能力、土地家屋の権原や	観上の影響が審査の対象。
	事業収支見込みなども審査の対象。	

# 事業認可と行為許可の違い

## (宿舎の例)

## 国定公園内にホテルを建設したい



次のページの「国定公園内にホテルを建設する場合の手続き例」を参考に判断

手

続

き

の

流

れ



## 事業認可(頌味)の手続き開始

申請

《第16条第3項》 「公園事業執行認可申請」



審査

《審査基準》

- ・管理指針で定める高さ、 建ペい率、後退距離など
- 管理運営計画
- 資金計画
- 利用方法 など



《対象:建物の風致景観と ホテルの管理経営方法》





供用開始

認可どおりの管理経営義務 (※管理経営に行政の関与あり)

※宿舎やスキー場等の場合、毎年 度の利用者数報告が認可条件に付 される場合がある。

変更申請 各種届出

変更申請が必要な例

・施設の規模、構造、色彩、間取り、 管理経営方法の変更等

届出が必要な例

• 住所、氏名、名称、代表者、委託 先、利用料金等 (P. 20参照)



## 行為許可(公職業以外)の手続き開始

特別地域内の場合

申請

《第20条第3項》 「行為許可申請」



《審査基準》

審査

・ 高さ 13m (10m)

|・建ぺい率 10%~20%  $20\% \sim 60\%$ ・容積率

|·建築面積 2,000㎡以下

• 後退距離、地形勾配

など

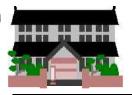
許可

《対象:建物の風致景観》



着工





供用開始

管理経営に行政の関与なし

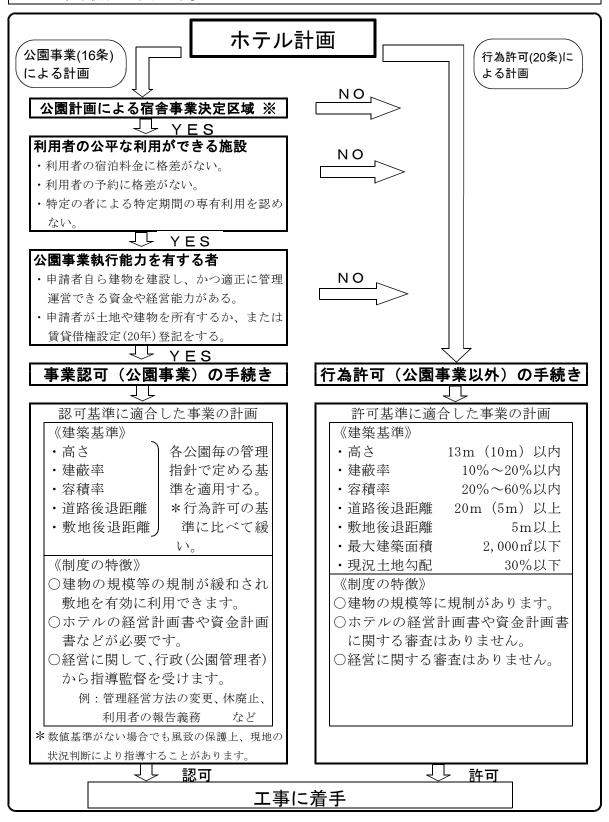
増改築等 請 許可申請が必要な例

・施設の増改築、色彩の変更、 広告物の表示等

※普通地域内の場合、高さ 13m又は延べ床面積1,000㎡ を超えるものは届出必要

## 国定公園内にホテルを建設する場合の手続き例

・事業認可(公園事業)、行為許可(公園事業以外)の手続きは、建設しようとするホテルが、特定の団体又は構成員などの使用を目的としているか否かによって異なり、下図のような流れになります。



※宿舎事業決定区域の範囲は、各振興局環境生活課でご確認ください。

※数値基準のない定性的な基準(例:「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。)については、個々の事案毎に現地の状況において判断のうえ、必要な指導を行います。

#### 〇根拠法令等

#### 国定公園の行為許可や公園事業認可

自然公園法: 許可や認可、届出を必要とする根拠となる法律です。

環境省のホームページ(法令・告示・通達→総務省法令データ提供システム)

からご覧いただけます。 http://www.env.go.jp/hourei/

自然公園法施行規則: 許可の基準が定められています。

環境省のホームページ(法令・告示・通達→総務省法令データ提供システム)からご覧いただけます。 http://www.env.go.jp/hourei/

各国定公園管理指針: 施行規則の基準の一部(工作物の色彩や形態など)を公園毎に具体的 に記載しています。

北海道環境生活部環境局生物多様性保全課のホームページからご覧いただけます。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/setup.htm

#### 道立自然公園の行為許可や公園事業認可

北海道立自然公園条例: 許可や認可、届出を必要とする根拠となる条例です。

北海道のホームページ(北海道例規データベース→開始(ユーザID、パスワードは不要です。)→第7類 環境生活→第4章 自然環境保全→第2節 自然公園→○北海道立自然公園条例)からご覧いただけます。

#### http://gorogoro/cgi-bin/dlw\_savvy/dlw\_startup.exe

北海道立自然公園条例施行規則: 許可の基準が定められています。

北海道のホームページ (北海道例規データベース→開始 (ユーザID、パスワードは不要です。) →第7類 環境生活→第4章 自然環境保全 →第2節 自然公園→○北海道立自然公園条例施行規則) からご覧いただけます。

http://gorogoro/cgi-bin/dlw\_savvy/dlw\_startup.exe

各道立自然公園管理指針: 施行規則の基準の一部 (工作物の色彩や形態など) を公園毎に具体的に記載しています。

北海道環境生活部環境局生物多様性保全課のホームページからご覧いただけます。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/setup.htm

#### 〇許認可申請書・届出書の提出

・誰が申請・届出するのか?

**個人の場合** → 本人(住民票に記載されている住所及び氏名を記入。)

法人の場合 → 法人の代表者(法人登記されている住所・名称及び代表者名を記入。)

「自然公園法及び道立自然公園条例には罰則規定が適用されますので、 法人格を有しない団体等については、代表者個人の住所及び氏名で 、申請(届出)してください。

(※例:住宅の場合は建て主が、公園事業の場合は施設の経営者が申請者です。)

#### いつ申請・届出するのか?

書類に不備等がある場合は書類の補正が必要になりますので、余裕を持って30日以上前に 行ってください。

普通地域内の届出の場合でも、受理日から30日を経過しないと行為に着手できません。

#### 何を提出するのか?

#### ■申請書又は届出書

様式(A4版)は各総合振興局又は振興局の環境生活課(野幌森林公園の場合は北海道博物館総務部)でお渡しします。

また、北海道電子自治体共同システムからファイルをダウンロードすることができ、直接、北海道電子自治体共同システムにアクセスする方法 (https://www.harp.lg.jp/SpoJuminWeb/GuestPageHome) 以外に、次の手順で北海道庁のトップページからアクセスできます。

北海道庁のトップページ→道政情報▶電子入札・申請・申告→電子申請申請書ダウンロード組織別一覧【総合政策部情報政策課】→環境生活部環境局生物多様性保全課→北海道電子自治体共同システム(国定公園関係の様式P.1~P.4、道立自然公園関係の様式P.8~P.10)

- ■地形図〔位置図〕(1/25,000以上)
- **■概況図**〔配置図、見取図〕(1/5,000以上)
- ■カラー写真〔行為地及びその周辺や主要な公園利用地点からの見え方が分かるもの〕
- ■施行方法を明らかにした図面〔平面図、立面図、断面図、構造図、配色図〕(1/1,000以上)
- ■植栽その他修景の方法を明らかにした図面〔修景図、緑化計画図〕(1/1,000以上)
- ■その他、行為(事業)の施行方法の表示に必要な図面や各種計算書など参考となる資料
- ◆行為(事業)の内容によって省略できるものや追加する図面·書類等もあります。

(※申請書の記載方法や添付図書については、37~64ページ参照)

#### ・どこに提出するのか?(申請届出の窓口)

#### 【国立公園に関すること】

環境省が管理しています。環境省北海道地方環境事務所や釧路自然環境事務所または各国立 公園毎に配置されている最寄りの自然保護官事務所にお問い合わせください。

(平日8:30~17:15、土日祝祭日は休み)

#### 環境省北海道地方環境事務所 国立公園・保全整備課

郵便番号060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階

 $\mathbf{a}$  0 1 1 - 2 9 9 - 1 9 5 3

FAX  $0 \ 1 \ 1 - 7 \ 3 \ 6 - 1 \ 2 \ 3 \ 4$ 

稚内自然保護官事務所(利尻礼文サロベツ国立公園) **3**0162-33-1100 上川自然保護官事務所(大雪山国立公園) **3**01658-2-2574 東川自然保護官事務所(大雪山国立公園) **3**0166-82-2527 上士幌自然保護官事務所(大雪山国立公園) **3**01564-2-3337 支笏湖自然保護官事務所(支笏洞爺国立公園) **3**0123-25-2350 洞爺湖自然保護官事務所(支笏洞爺国立公園) **3**0142-73-2600

#### 環境省釧路自然環境事務所 国立公園・保全整備課

郵便番号085-8639 釧路市幸町10番地3 釧路地方合同庁舎4階

**8** 0 1 5 4 - 3 2 - 7 5 0 0 FAX 0 1 5 4 - 3 2 - 7 5 7 5

ウトロ自然保護官事務所(知床国立公園)

羅臼自然保護官事務所(知床国立公園) 川湯自然保護官事務所(阿寒国立公園)

阿寒湖自然保護官事務所(阿寒国立公園)

釧路湿原自然保護官事務所(釧路湿原国立公園)

30152 - 24 - 2297

 $20 \ 1 \ 5 \ 3 - 8 \ 7 - 2 \ 4 \ 0 \ 2$ 

 $20 \ 1 \ 5 - 4 \ 8 \ 3 - 2 \ 3 \ 3 \ 5$ 

**8**0154-67-2624

 $20 \ 1 \ 5 \ 4 - 5 \ 6 - 2 \ 3 \ 4 \ 5$ 

#### 【国定公園および道立自然公園に関すること】

北海道知事が管理しています。国定公園や道立自然公園が所在する各総合振興局や振興局(野 幌森林公園は北海道博物館)にお問い合わせください。

(平日8:45~17:30、土日祝祭日は休み)

·石狩振興局 環境生活課 自然環境係 ☎011-204-5824 FAX 232-1156

〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目

担当区域:暑寒別天売焼尻国定公園(石狩市)

·北海道博物館 総務部総括グループ 2011-898-0456 FAX 898-2657

〒004-006 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2

担当区域:道立自然公園野幌森林公園(札幌市、江別市、北広島市)

·渡島総合振興局 環境生活課 主査(自然環境) ☎0138-47-9439 FAX 47-9205

〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号

担当区域:大沼国定公園(七飯町、鹿部町、森町)

恵山道立自然公園 (函館市、七飯町、鹿部町)

松前矢越道立自然公園(松前町、福島町、知内町)

桧山道立自然公園 (八雲町)

·檜山振興局 環境生活課 自然環境係 20139-52-6494 FAX 52-5783

〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336番地3

担当区域:桧山道立自然公園(江差町、上ノ国町、乙部町、奥尻町、せたな町)

狩場茂津多道立自然公園(せたな町)

·後志総合振興局 環境生活課 主査(自然環境) 20136-23-1354 FAX 22-5835

〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

担当区域:ニセコ積丹小樽海岸国定公園(小樽市、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共

和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町)

狩場茂津多道立自然公園(寿都町、島牧村)

·空知総合振興局 環境生活課 自然環境係 20126-20-0043 FAX 22-3621

〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目

担当区域:暑寒別天売焼尻国定公園(新十津川町、雨竜町、北竜町)

富良野芦別道立自然公園(夕張市、芦別市、三笠市)

·上川総合振興局 環境生活課 主査(山岳環境) 20166-46-5922 FAX 46-5206

〒079-8610 旭川市永山6条19丁目

担当区域:富良野芦別道立自然公園(富良野市、南富良野町)

天塩岳道立自然公園 (士別市、下川町)

朱鞠内道立自然公園 (士別市、幌加内町)

·留萌振興局 環境生活課 主査(自然環境) 20164-42-8437 FAX 42-1650

〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2

担当区域:暑寒別天売焼尻国定公園(増毛町、羽幌町)

朱鞠内道立自然公園(羽幌町、遠別町)

·宗谷総合振興局 環境生活課 自然環境係 250162-33-2922 FAX 33-2631

〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号

担当区域:北オホーツク道立自然公園(猿払村、浜頓別町、枝幸町)

·オホーツク総合振興局 環境生活課 主査(自然環境)☎0152-41-0630 FAX 44-3122

〒093-8585 網走市北7条西3丁目

天塩岳道立自然公園 (滝上町、西興部村) 斜里岳道立自然公園 (斜里町、清里町)

·胆振総合振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0143-24-9577 FAX 22-5170

〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル 担当区域: 胆振管内に、国定公園及び道立自然公園はありません。

·日高振興局 環境生活課 主査(自然環境) 20146-22-9254 FAX 22-7516

〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号

担当区域:日高山脈襟裳国定公園(日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、 様似町、えりも町)

·十勝総合振興局 環境生活課 自然環境係 20155-26-9028 FAX 22-3746

〒080-8588 帯広市東3条南3丁目

担当区域:日高山脈襟裳国定公園(帯広市、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町)

·釧路総合振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0154-43-9154 FAX 41-2703

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

担当区域:厚岸道立自然公園(釧路町、厚岸町、浜中町)

·根室振興局 環境生活課 自然環境係 20153-23-6823 FAX 23-6215

〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地

担当区域:野付風蓮道立自然公園(根室市、別海町、標津町)

斜里岳道立自然公園 (標津町)

※ 北海道では、国定公園や道立自然公園内の行為許可・届出に関する事務を北海道事務決 裁規程により出先機関(総合振興局及び振興局又は北海道博物館)が処理しています。

また、公園事業認可に関する受付窓口も出先機関(総合振興局及び振興局又は北海道博物館)が担当しています。

## 2. 許認可申請等の流れ(国定公園および道立自然公園)

2 <u>. i</u>		)流れ(国定公園およ	
	申請者	北海道の担当者	留意事項等
	①規制概要と	・公園内外の判断	■行為の位置と概要がわかる資料を担当窓口に提出してく
事	区域の確認	・規制概要の説明	ださい。FAXやメールでも対応可。
前	②手続きの詳	・手続き要否の判断	■所管する振興局(野幌森林公園の場合は北海道博物館)
	細の確認		の担当者と直接ご相談ください。
相		- ・許認可基準の判断	
'''		(現地確認)	に電話等で来庁の連絡をお願いします。
談		()0,0,0,0	・来庁の際は、行為の詳細(いつ、どこで、誰が、何を、
HUX			どのように)がわかる図面や写真などをご持参ください。
			C 2 2 7 (0) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
	③事前調整	<ul><li>・ 机分相当かの判断</li></ul>	L
	0 手 的 购 走	(現地確認)	前指導)を図ります。
	<del></del>		
	   ④申請書類の	. 由建兼叛規山並の	  ■明らかに申請書類の不備がある場合は、申請を受け付け
	作成	形式確認	られません。
		中注書紙の近日	■相山化 友标的口语选出活到(取相太社八国の相人は
	⑤申請書類の	・申請書類の受付	■提出先:各振興局環境生活課(野幌森林公園の場合は、
	提出		北海道博物館総務部)【郵送も可】
申		・施行規則等で定め	
		られた基準に適合	行為及び公園事業認可については、本庁権
請		するかの審査	限のため2部)
		(振興局)	■処理期間:振興局長権限の場合10日間
		<b>1</b>	本庁権限の場合15日間(環境省協議を要す
		・審査(本庁)	る場合45日間)
		【本庁権限の場合】	
			■手数料:無料
	⑥申請書類の	・補正(修正)対応	■審査中に書類内容の不備等が判明した場合は、担当者か
	補正(修正)	<b>\</b>	ら連絡し、書類の補正(修正)を指導します。
		・処分決定	■補正(修正)対応中は、審査が中断されます。
	⑦指令(許可	・指令(許可・認可)	■「許可・認可」、「条件付き許可・認可」、「不許可・不
処	・認可)書	書の交付	認可」の指令書(許可書等)が振興局(野幌森林公園の
分	の受け取り		場合は、北海道博物館)から交付(郵送)されます。
通			■ 「条件付き許可・認可」、「不許可・不認可」の処分に
知			ついて不服がある場合は、行政不服審査法に基づき60
			日以内に知事に異議申し立てをすることができます。ま
			た、行政事件訴訟法に基づき6月以内に北海道を被告と
			して取消訴訟を提起することができます。
	⑧行為(事業)	<ul><li>行為中の状況確認</li></ul>	■行為(事業)の着手、実施状況及び完了等に関しての報
行	着手	$\downarrow$	告が求められていない場合は、報告の義務はありません。
為	⑨変更手続き	・行為完了の確認	■行為状況確認のため、担当者が立ち入ることがあります。
	【内容が変更		■行為内容が変更になる場合は、担当者に相談願います。
	になる場合】		変更内容によっては、改めて許可申請が必要です。
	⑩行為完了		■許可内容と異なる場合、中止等を命じることがあります。
	O 14 W47 D 4		

※届出行為の場合、通常は⑤(届出書類の提出)までで手続き終了です。

#### 3. 行為許可の基準

#### 〇国定公園

自然公園法施行規則第11条第1項~第36項の規定において特別地域、特別保護地区、海域公園地区内の行為の許可基準が定められています。

また、各公園毎に策定されている管理指針においても許可、届出等取扱方針の中でそれぞれの地域毎に工作物の意匠や色彩など許可基準が定められています。

(※21~23ページ参照。)

場所や目的、用途等により基準が異なっていますので、留意してください。 自然公園法第20条第4項、第21条第4項、第22条第4項の規定において、 知事は、許可基準に適合しないものを許可してはならないことになっています。

なお、許可又は届出を要しない行為として自然公園法施行規則第12条(特別地域内)、第13条(特別保護地区内)、第13条の3(海域公園内)及び第15条(普通地域内)の規定が定められています。(※19ページ参照。)

【許可又は届出を要しない行為(例)】

- ・道路等から20m以上離れて畜舎を新築する場合
- ・宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設する場合
- ・枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する場合
- ・地表 2.5m以下の高さで、広告物を建築物の壁面や工作物に表示する場合 ■一部の地区では、高さや後退距離など特例の許可基準が定められています。 (※18<sup>^</sup> -ジ参照。)

# **〇道立自然公園** 北海道立自然公園条例施行規則第18条第1項~第30項の規定において特別地域内の行為の許可基準が定められています。

また、各公園毎に策定されている管理指針においても許可、届出等取扱方針の中でそれぞれの地域毎に工作物の意匠や色彩などの許可基準が定められています。 (※29~33ページ参照。)

なお、許可又は届出を要しない行為として北海道立自然公園条例施行規則第20条(特別地域内)及び第35条(普通地域内)の規定が定められています。 許可基準や許可・届出を要しない行為の内容は、国定公園とほぼ同じです。

#### 〇建築物の主な許可基準(法及び条例の施行規則で定められているもの)

地種区分	目的・用途	敷地面積	建ペい率※2	容積率	高さ	後退距離	<b>£ %</b> 5	土地勾配	
		<b>※</b> 1	建築面積	<b>※</b> 3	<b>※</b> 4	主要道路	敷地界	<b>※</b> 6	
特別保護	(原則新築	不可) 既存の	建築物の規模	を超えない	改築、建	替え又は	学術研究	その他公	
地区	益上必要な	益上必要なものに限り可。							
第 1 種	(原則新築	至不可) 既存の	つ建築物の規模	莫を超えな	い改築、	建替え又に	は学術研	究その他	
特別地域	公益上必要	なものに限り	可。						
	農林漁業、公園事業従	_	_	_	13m以下	_	_	_	
第 2 種	事者等の住宅								
特別地域	農林漁業に必要な建物			_		1		_	
	分譲ホテル、集合別荘、	1,000㎡以上	20%以下	40%以下	10m又は	20m以上	5m以上	30%以下	
	集合住宅、保養所		2,000㎡以下		13m以下				
	旧分譲地(S50.3.	500㎡未満	10%以下	20%以下	10m以下	_	_	_	
	31以前) 内の建物	1,000㎡未満	15%以下	30%以下	10m以下			_	
		1,000㎡以上	20%以下	40%以下	10m以下			_	
			2,000㎡以下						
	その他の建築物	500㎡未満	10%以下	20%以下	13m以下	20m以上	5m以上	30%以下	
		1,000㎡未満	15%以下	30%以下	13m以下	20m以上	5m以上	30%以下	
		1,000㎡以上	20%以下	40%以下	13m以下	20m以上	5m以上	30%以下	
			2,000㎡以下						

地種区分	目的・用途	敷地面積	建ペい率※2	容積率	高さ	<b>後退距離 ※</b> 5		土地勾配
		<b>※</b> 1	建築面積	<b>※</b> 3	<b>※</b> 4	主要道路	敷地界	<b>※</b> 6
第 3 種	農林漁業、公園事業従	_	_	_	13m以下	_	_	_
特別地域	事者等の住宅							
	農林漁業に必要な建物	_	_	_	_	_	_	_
	分譲ホテル、集合別荘、	1,000㎡以上	20%以下	60%以下	10m又は	20m以上	5m以上	30%以下
	集合住宅、保養所		2,000㎡以下		13m以下			
	旧分譲地(S50.3.	1,000㎡以上	20%以下	60%以下	10m以下	_	_	_
	31以前)内の建物		2,000㎡以下					
	その他の建築物	_	20%以下	60%以下	13m以下	20m以上	5m以上	30%以下

- ※1 自然公園法及び北海道立自然公園条例の許可基準でいう「敷地面積」には、保存緑地の 面積を除きます。
- ※2 「建ペい率」の算定根拠となる「建築面積」は、<u>付帯工作物(建築設備等建物付属の構造物)を含む建築物の地上部分の水平投影面積であり、建築基準法の算定方法とは異なります。</u> (14ページ※照。)
- ※3 「容積率」の算定は、建築基準法の定めによります。
- ※4 「高さ」の算定は、避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。) を除いた建築物の地上部分の最高部(屋上の建築設備(避雷針及び煙突を除く。)を含む) と最低部の高さの差であり、建築基準法の算定方法とは異なります。(14ページ ) (14ページ ) )
- ※5 「後退距離」の算定は、建物の<u>地上部分の水平投影面積の対象となる水平投影外周線</u>までの距離であり、「道路からの後退距離」は、道路の路肩から測定します。
- ※6 「土地勾配」は、建築物の<u>地下部を含めた当該建築物の水平投影外周線で囲まれる現況</u> の土地の高低差で算定します。(14ページ網。)
- ※7 自然公園では、地域の景観を維持するために周辺の自然景観や町並景観に配慮する必要があり、建築物の色彩や屋根の形状などが各公園毎に「管理指針」で定められています。

目立たないデザインや色彩、勾配屋根等のシンプルな意匠が基本です。

形状は、次のページの「建築物の望ましい基本的な形状」を参考にしてください。

なお、風致景観への配慮から外壁面についてはステンレスやガラスなど光を反射する素材の使用を避けるとともに、窓ガラスは建築物全体の外壁面の50%以下を目安とし、ミラーガラスや着色されたガラスまたは反射するガラスの使用は避けてください。

また、屋根勾配は2寸勾配(10分の2。11.3°)~<math>15寸勾配(10分の15、56.3°)、軒(傾斜部)の突き出しは外壁面より<math>0.45m以上としてください。(陸屋根の場合のパラペットも同様。)

※8 建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、当該建築物に付随する建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。)を含みます。

なお、自然公園法及び北海道立自然公園条例では、自力で移動することが不能と認められる廃車やトレーラハウス等を利用した物置、別荘等は建築物として取り扱われます。

※9 数値基準のない定性的な基準については、個々の事案毎に現地の状況において判断のう え、必要な損募を行います。